

役員のための財務税務会社法ニュース

マネジメントレポート

今回のテーマ： 不適切な会計処理と企業の初動対応について

1. 概要

大王製紙(株)、オリンパス(株)、(株)京王ズホールディングスなど、昨今、上場企業での不適切な会計処理が発覚するケースが増加しています。不適切な会計処理とは、意図的であるか否かにかかわらず、財務諸表作成時に入手可能な情報を使用しなかったことによる、又はこれを誤用したことによる誤りと定義されます。

この様な状況を受けて、日本公認会計士協会から「不適切な会計処理が発覚した場合の監査人の留意事項」(公開草案)が平成24年1月15日に公表されました。また、日本弁護士連合会は平成22年7月15日に「企業等不祥事における第三者委員会ガイドライン」を公表しています。

この様に、不適切な会計処理に対する企業・弁護士・会計監査人等の問題意識も高まっています。本レポートでは、不適切な会計処理が発覚した後の企業の初動対応のポイントを整理します。

2. 想定される初動対応(3つのポイント)

上場企業において、不適切な会計処理が発覚した場合、最近では速やかに第三者委員会を設置して、その調査結果を公表するケースが増えています。

第1のポイントは、調査委員会を速やかに設置することが求められます。この場合、調査委員会の形態としては、大別して、社内のメンバーによって構成される委員会(以下、「内部調査委員会」)を設置するケースと、内部調査委員会に併せて社外の独立した第三者を構成メンバーとする委員会(以下、「第三者委員会」)を設置するケースに分けられます。どの形態の調査委員会を設置するかは、基本的には企業の判断に委ねられています。いずれにしても、調査委員会の調査は中立性・客観性を帯びたものでなければならず、信頼性が確保されることが何よりも重要です。

第2のポイントは、調査委員会の設置に併せて、上場企業においては、会計監査人との協議を行うことです。調査委員会の調査結果によって、影響の及ぶ範囲が多岐にわたる場合や不適切な会計処理の実施者が経営者である場合には、監査範囲が広くなり、結果として監査に要する時間も増大します。調査委員会設置後には、適宜、会計監査人との協議を実施する事が効率的な対応といえます。

第3のポイントは、証券取引所及び所轄の財務局への相談です。企業は不適切な会計処理を認識した場合には、適時開示制度に則り、証券取引所に速やかに以後の開示スケジュール及び開示方法の相談をすることが求められます。さらに、有価証券報告書等の訂正報告書提出の要否を検討する必要があるため、所轄の財務局への相談が必要です。

3. スケジュールとの兼ね合い

四半期報告書の提出期限は期間経過後の45日以内、有価証券報告書の提出期限は事業年度終了後3ヶ月となっています。不適切な会計処理の判明後、最初に到来する上場廃止基準に抵触しない期限での解決が最優先事項です。また、実務的には定時株主総会の開催期限(事業年度終了後3ヶ月以内)も1つの制約となります。

上場企業は、このスケジュールの範囲内で、2.で記載した対応を行い、適切な財務諸表を作成・開示する必要があります。

お見逃しなく!

1. 上場企業の場合、実務上はスケジュールの制約が大きな壁です。限られた時間での対応を含めたスケジュールリングが初動対応として重要です
2. 例え小さな事であっても、対応を誤った場合には、大事に至ってしまうケースもあります。企業のイメージを回復させるために、必要十分な調査及び情報の開示が何よりも必要です。
3. 市場の信頼を回復させるためにも、コンプライアンスの見直しなど再発防止策の検討も重要な検討課題です。